次期教育大綱について

政策調査課

1 教育大綱とは

- 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、 その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
 - ※ 根拠法令:地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項
- 総合教育会議で協議・調整の上、知事が策定する。

2 現在の教育大綱

○ 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の該当部分、「第3章 政策分野 別の主要施策」の(1)子ども・子育て、(2)教育、(3)文化・スポーツ、 人々の活躍の場づくりをもって教育大綱に位置付けている。

本県においては、

- ①総合計画が県の最上位計画であり、県として目指すべき施策の取組の方向性、 具体的な目標値を掲げた指標が設定されていること
- ②この上位計画の下に福島県総合教育計画といった個別計画が体系的に位置付けられていること

を理由として、総合計画の該当項目をもって大綱と位置付けている。

3 次期教育大綱

- 教育大綱に位置付ける次期総合計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定時期が令和2年度から令和3年度に延期されたことから、教育大綱についても、令和3年度に改定することとしている。
- 教育大綱には、次期総合計画における次の該当部分を位置付けることとしたい。

【第4章 政策分野別の主要施策】

[ひと] 分野

政策2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

政策3 「福島ならでは」の教育の充実

[暮らし] 分野

政策6 ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり